

新型コロナウイルス問題と労働現場

《巻頭論文》

コロナ禍で求められる内部留保の活用

小栗 崇資

1 はじめに

新型コロナウイルスのパンデミック（感染爆発）は、百年に一度といわれるような危機を世界と日本にもたらしている。コロナ禍による国民生活の危機を打開するには抜本的な対策が求められるが、そのためには多大な財源が必要となる。そうした財源の一つとして考えるべきは内部留保の活用である。内部留保については、筆者はこれまでいくつかの論稿を通じて分析してきた（小栗、2018、2020a、小栗・谷江、2010、小栗・谷江・山口、2015など）。本稿では、内部留保がコロナ禍の中でどのような状況にあるかを明らかにしたうえで、その活用について検討したい。

2 21世紀以降の「悪い内部留保」

21世紀に入って以降、内部留保の構造（要因と使途）は大きく変化している。資本金10億円以上の大企業（金融・保険業を除く）の公表内部留保（利益剰余金）は、1981年から2000年までの期間では68兆円の増加であったが、2001年から20年（6月末）までの同じ20

年間においては2.3倍の155兆円の増加となっている。21世紀以降に内部留保がかつてなく激増したことは明らかである。内部留保は、以前の期間は売上増（1.7倍）を要因とするものであったが、21世紀以降は売上は1.1倍と伸びていない。内部留保の激増は売上増ではなく、人件費削減と法人税減税を要因とするものになっている。この2つによって利益が作り出され、それが蓄積に回ることによって内部留保が生み出されている。使途の面では、内部留保は設備投資ではなく金融投資や海外投資などに投入されている。その結果、従業員給付の減少と消費税増税により国内市場は縮小していく一方、企業は海外に市場を求める経済の空洞化が生まれている。人件費の削減が国内消費を落ち込ませたのであるが、その張本人の企業は国内需要が伸びないことを理由に、国内を捨て海外進出に走るといった負のスパイラル（悪循環）を生み出してきているのである。

内部留保が設備投資に投入され雇用が生まれるのを「良い内部留保」というとすれば、金融投資や海外投資に回らただけで雇用や国内市場拡大につながらない21世紀以降の内部留保は「悪い内部留保」といわなければならない。

このような膨大な内部留保は、グローバル化

への追随と対米従属の中で、90年代後半から新自由主義的な政策に舵^{かじ}を切ったことから生まれたものである。それは、富の偏在をもたらした格差社会を生み出す結果をもたらしている。21世紀以降の内部留保は労働者や国民の犠牲と負担から生まれている。富が労働者、国民の手から奪われて大企業の内部留保として積み上がり、それが格差社会を生む根源となっているのである。

3 コロナ禍における内部留保の状況

それではコロナ禍の中で内部留保はどのような状況になっているのであろうか。新型コロナの影響で多くの企業の業績が悪化していることはいうまでもない。業績悪化の中で、影響の大きい航空業界や鉄道・バス業界、観光、宿泊、サービス業界の中には、経営が困難になり経営破綻に追い込まれる企業も出てきており、コロナ危機が企業の財務構造を直撃している。

内部留保と資金の面では、最新の四半期別法人企業統計（2020年4～6月期）によれば、

大企業と中堅・中小企業との間で違いが現れている（表1、表2参照）。

大企業（資本金10億円以上、5,000社）ではコロナ禍の中でも利益剰余金が238兆円から241兆円と3兆円増加したのに対し、中堅企業（資本金1億円以上10億円未満、2万5,000社）では71兆円から65兆円へと6兆円減少している。表にはないが中小企業（資本金1千万円以上1億円未満、90万社）でも利益剰余金は162兆円から153兆円に減少している。

コロナ禍の中で中堅・中小企業はいずれも内部留保を赤字等で減らしているのに対し、大企業だけが内部留保を維持し増加させている。また大企業は現金・預金を15兆円、株式を5兆円、公社債を3兆円も増加させ、金融投資を拡大している。その結果、営業利益はコロナにより減少したが、金融投資からの収益によって経常利益は1～3月よりも増えている。18年から20年3月までは営業利益と経常利益の差は約2兆円の幅であったが、4～6月には5兆円強に拡大している。これは内部留保をさらに金融投資に振り向けたからにほかならない。

表1 大企業（約5,000社）の内部留保、金融投資、利益の状況

（単位：億円）

年 期	現金・預金	利益剰余金	株式	公社債	営業利益	経常利益
2018年 1-3月	642,557	2,127,671	2,478,768	83,604	81,690	100,026
2019年 1-3月	666,028	2,352,941	2,582,844	85,124	93,380	112,699
2020年 1-3月	666,809	2,380,421	2,651,112	87,433	53,593	70,536
2020年 4-6月	818,945	2,409,479	2,707,405	117,968	48,856	100,856

資料：財務省「四半期別法人企業統計」各期版から作成。

表2 中堅企業（約25,000社）の内部留保、金融投資、利益の状況

（単位：億円）

年 期	現金・預金	利益剰余金	株式	公社債	営業利益	経常利益
2018年 1-3月	281,789	629,827	152,317	9,411	32,499	34,144
2019年 1-3月	299,001	694,554	165,899	7,818	33,241	36,484
2020年 1-3月	304,979	711,912	170,766	7,939	24,560	27,751
2020年 4-6月	306,721	651,093	155,378	7,695	6,986	11,237

資料：財務省「四半期別法人企業統計」各期版から作成。

4 金融収益を享受する大企業

現金・預金と売却可能な有価証券を合わせたものが、手元流動性という支払い能力を表す指標であるが、日経新聞（4月24日付）によれば、日本の上場企業の手元流動性が総資産に占める比率は過去最高の12%で、世界の企業の6%の2倍にもものぼるといふ。企業や業種によって明暗はあるが、全体としてみれば日本の大企業の手元資金は潤沢である。

多くの企業がコロナ禍の中で資金繰りに行き詰まらないように多額の手元資金を準備すると同時に、金融機関からの借入れを行おうとする傾向も見られる。日銀も社債やコマーシャルペーパーをほぼ無制限に購入することを明らかにしており、大企業には手厚い支援が向けられている。多くの大企業は様々な支援のもとに、内部留保を生かしながらコロナ禍に対処しようとしている。

内部留保の多くが金融投資に向けられていることで、コロナ禍の中でも多額の金融収益を得ているのが大企業であることは表1で明らかである。一方、中堅・中小企業は大企業と比べて金融投資の額は限られており、さらに減少している。コロナ危機の中で日銀やGPIF（年金積立金管理運用独法）の公的マネーが株価を買い支えることで株式市場だけが活況を呈している。日銀は上場投資信託（ETF）を通じた株式保有により上場企業の約5割で大株主（10大株主）に、GPIFも同じく約5割で大株主になっており、両者を合わせると上場企業の3社に1社において筆頭株主になっている（小栗、2020b）。大企業は資本の面で公的マネーの支援を受けるとともに、人為的に支えられた

株高を利用して金融投資からの多額の金融収益を得ている。公的マネーの恩恵が大企業の金融収益となってもたらされているのである。

大企業だけが内部留保を金融投資として活用しそれを享受していることを見過ごすべきではない。内部留保の多くは生産的に使われるのではなく金融資産として積み上がっている。金融資産は換金性資産であり、それを社会に還元することをわれわれは要求すべきである。

この間の内部留保の激増は、90年代不況の体験やグローバリゼーションへの危機感から生まれたともいわれているが、コロナ危機の中でこそ内部留保の出番が求められているといわねばならない。そもそも大企業の内部留保の大半は、人件費の削減や法人税減税から生まれたもので、90年代後半から新自由主義的な政策のもとに作られたものである。それは富の一方的な蓄積を生み、富の偏在による格差社会をもたらすものとなった。歪んだ形で積み上がった富を、コロナ危機の中で配分し直すことが求められている。

5 内部留保の出番①——内部留保の取り崩し

コロナ禍に対して、大企業はこういう時こそ国民の生活保障（雇用保障や休業補償）のために内部留保を活用すべきである。

しかし、企業からすれば内部留保を取り崩すことができない制度上の問題がある。なぜならば、会社法では内部留保（利益剰余金）は株主のものとして解釈されるからである。株主の権利として剰余金に対する請求権があり、剰余金から配当が行われることになっている。他方、非営利の組織では、剰余となった積立金を取り崩し

て、非営利目的の事業に対して使うことが認められている。国民が貯金を下ろして生活のために使うのと同じことが、非営利組織では可能である。

国民生活の危機に対しては非常時の救国策が求められる。社会的に要請される支出については、非営利組織のように、内部留保を取り崩して充てることを認めるべきである。例えば、取り崩しによる戻し益を使って、新型コロナ対策費に同額を充てることができれば、収支相償なので企業は課税もされることなく損益計算にも響かない。正規労働者の賃金・雇用保障だけでなく、非正規の雇用に対する保障や取引先・下請けの事業支援などに、内部留保の取り崩し益をコロナ対策費として有効に使うことができれば、企業の社会的責任を大いに発揮するものとなる。

そうした方式が実現すれば、企業のあり方を変える大きな一歩となる。株主中心の企業からすべての利害関係者のための企業への大きな転換である。コロナ危機収束後に、再び新自由主義的な経済に戻すのではなく、国民主体の新しい経済へと変えていく方策の一つとして、内部留保の社会的活用の枠組みを作ることが重要である。

6 内部留保の出番②——内部留保への課税

企業の自発性に期待する取り崩し方式の他に考えるべきは、内部留保への課税である。コロナ禍に対する緊急支援策等には多大な財源が必要となる。コロナ禍が去った後の、所得税・法人税への特別賦課や資産課税の導入などが論議されているが、内部留保課税についても検討す

べきである。

日本経済全体の歪んだ軌道を修正しコロナ禍から脱するためには、内部留保課税が重要な手段となる。そのための参考となる事例がアメリカ、台湾、韓国という身近な国々で存在しており、それらの経験に学ぶことが必要である。

内部留保課税はアメリカにおいて以前から行われている。特に法人全体へ課税が拡大されたのは、1929年大恐慌後の経済改革（ニューディール政策）の一環として1934年ルーズベルト大統領によって提起された留保利益課税である（諸富、2004、2005）。その後、アメリカでは、今日まで、そうした課税制度は続けられており。1954年以降、「留保金課税（accumulated earnings tax）」として内国歳入法（IRC531～537条）に規定されている（石村、2018）。

こうした内部留保課税は台湾においても実施されている。台湾では1998年から、営利事業所得税の中に、毎期の内部留保増加額に10%の課税がなされる制度が導入されている（2018年からは5%）。すでに実施は20年に及んでおり、台湾における重要な税源の一つとなっている（許・小栗、2018）。

また近年では2014年から韓国で企業所得還流税制という名称の内部留保課税が実施されている。企業に蓄積された所得（内部留保）を社会に還流させることを目的として導入された税制である（対象は約4,000社の大企業）。18年にはさらに、土地に対する投資や配当は控除の対象から除き税率を22%とするなど改正も行われ、設備投資の増加や賃上げに内部留保を活用する方向で税制の性格をより強めている。

こうした課税は毎期の内部留保の増加分（フロー）への課税であり、すでに筆者はフローの

内部留保への課税策を提起してきているが（小栗、2018）、本稿では非常時の課税として内部留保の蓄積分（ストック）への課税を提案したい。ストックの内部留保に臨時（1回限り）に課税することによって、偏在する富を雇用や破綻寸前の経営に再配分してはどうであろうか。

案としては、韓国のように内部留保を過剰に蓄積してきた大企業への課税策が考えられる。2001年以降に蓄積された155兆円への課税である。人件費削減・法人税減税によって積み上がった01年以降の利益剰余金を課税対象にすることは、労働者・国民からすれば自分たちの犠牲や負担分を取り返すことになるであろう。

155兆円の内部留保（利益剰余金）に20%の課税をした場合、様々な控除についての考慮が必要であるが、単純計算では31兆円の税収が生まれる。多額な課税額であるが、内部留保の多くが金融投資（換金性資産）となっており、納税資金を捻出することは可能である。表1

にある公社債11兆8千億円と、表にはないが保有自社株20兆7億円を売却するだけでも32兆5千億円が資金化できる。さらに、その他の保有株式等の金融資産を使えば、31兆円の課税は机上の空論ではない。一挙に全額を納税することは資金繰りもあるので、分割納税を考えたもよい。

いずれにしても、ストックの内部留保への課税は大胆な案であることは間違いない。内部留保へのストック課税と富裕層の所得への特別課税を組み合わせれば、50兆円近い財源を期待することができると思われる。かなりの負担を大企業や富裕層に強いることになるが、こうした方策によって富を分かち合い助け合うことができれば、国民は一致協力して新型コロナと闘い危機を乗り越えることができるであろう。

（おぐり たかし・駒澤大学名誉教授、労働総研
常任理事）

【参考文献】

- ・石村耕治（2018）「アメリカにおける内部留保金課税法制」『労働総研クォーターリー』No.111 2018年秋季号。
- ・小栗崇資（2018）「内部留保の社会的活用」『労働総研クォーターリー』No.111 2018年秋季号。
- ・小栗崇資（2020a）「積み上がる内部留保（下）年間増加分に課税も一案」『日本経済新聞』2020年3月5日。
- ・小栗崇資（2020b）「コロナ危機下の3月期決算をどう見るか」『経済』2020年8月号。
- ・小栗崇資・谷江武士編著（2010）『内部留保の経営分析—過剰蓄積の実態と活用』学習の友社。
- ・小栗崇資・谷江武士・山口不二夫編著（2015）『内部留保の研究』唯学書房。
- ・許瑋雲・小栗崇資（2018）「台湾における内部留保課税制度」『労働総研クォーターリー』No.111 2018年秋季号。
- ・諸富徹（2004）「政策課税論序説」京都大学『財政と公共政策』第35号。
- ・諸富徹（2005）「政策課税としての法人課税—ニューディール期の「留保利潤税」の思想と現実を中心に」納税協会連合会「税に関する論文」奨励賞受賞論文。